

(別添2)

○北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動

- 一 別表第一号から第五号までに掲げる貨物の供給、売買、交換、貸借、移動、保管、設計、製造又は使用であつて、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得るもの
- 二 別表第六号及び第七号に掲げる技術の供給、売買、交換、移転又は使用であつて、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得るもの

別表

- 一 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の二から四までの項の中欄に掲げる貨物
- 二 ロケット若しくは無人航空機に使用することができる弾頭の安全装置、起爆装置又は発火装置
- 三 電気式の線爆発型の起爆装置若しくは電気式の起爆装置を用いて爆弾表面を同時に起爆できるように設計した装置又はこれらを作動させるための装置
- 四 ニトロアミン類、トリアミノトリニトロベンゼン、ヘキサニトロスチルベン又はその他の火薬類（結晶密度が一立方センチメートル当たり一・八グラム以上であつて、爆速が一秒につき八、〇〇〇メートルを超えるものに限る。）
- 五 次のいずれかのもの（第一号に掲げるものを除く。）
 - イ N・N―ジメチルアミノエタノール及びN・N―ジエチルアミノエタノール
 - ロ 熱交換器又は凝縮器であつて、伝熱面積が〇・一五平方メートル以下のものうち、内容物と接触す

るすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

(1) ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の四〇パーセントを超える合金

(2) ニッケルの含有量が全重量の二五パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の二〇パーセントを超える合金

(3) ふっ素樹脂

(4) ガラス

(5) タンタル又はタンタル合金

(6) チタン又はチタン合金

(7) ジルコニウム又はジルコニウム合金

(8) ニオブ又はニオブ合金

ハ 弁であつて、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

(1) ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の四〇パーセントを超える合金

(2) ニッケルの含有量が全重量の二五パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の二〇パーセントを超える合金

(3) ふっ素樹脂

(4) ガラス

(5) 黒鉛又はカーボングラフアイト

(6) タンタル又はタンタル合金

(7) チタン又はチタン合金

(8) ジルコニウム又はジルコニウム合金

(9) ニオブ又はニオブ合金

ニ 最高規定吐出し量が一時間につき〇・六立方メートルを超えるポンプ又は真空ポンプであつて最高規定吐出し量が一時間につき五立方メートルを超えるものうち、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

- (1) ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の四〇パーセントを超える合金
- (2) ニッケルの含有量が全重量の二五パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の二〇パーセントを超える合金

(3) ふっ素樹脂

(4) ガラス

(5) 黒鉛又はカーボングラファイト

(6) タンタル又はタンタル合金

(7) チタン又はチタン合金

(8) ジルコニウム又はジルコニウム合金

(9) セラミック

(10) フェロシリコン

(11) ニオブ又はニオブ合金

ホ 輸出入貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号。以下「省令」という。）第二条の二第一号に掲げるウイルスのワクチン及び第二号に掲げる細菌のワクチン

ヘ トリインフルエンザウイルス

ト イプシロン毒素を産生するウェルシュ菌の株であつて、食品の試験及び品質管理のために陽性の培養に利用され、かつ、移送されたもの

チ 物理的封じ込めのレベルがP三又はP四である施設に使用することができるクリーン・ルーム及び内

蔵型の高性能粒子捕捉器フィルター装置

リ 容量が二〇リットル未満の発酵槽であつて、まとめて注文され又は複合システムで使用するように設計されたもの

ヌ クロスフローろ過用の装置のうち、有効ろ過面積の合計が一平方メートル以上であつて、定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができもの

ル 完全又は部分的な換気を有する防護服

ヲ 生物剤を散布するために設計又は改造した噴霧器

ワ 粒径が一〇ミクロン以下の微生物及び毒素をマイクロカプセル化する装置

カ ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができもの
ロケット又は無人航空機に使用することができものであつて次のいずれかのもの

(1) 固体ロケット用のモータケース

(2) 固体ロケット用のモータケースのノズル

ヨ ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができ無人航空機に使用するように設計したターボプロップエンジンであつて、海面上における標準待機状態での最大推力が一〇キロワット以上のもの又はその部分品

タ カ又はヨの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置又はこれらの部分品
レ 推進薬又はその原料となる物質であつて、次のいずれかに該当するもの

(1) 四・五ジアジドメチルニメチル一・二・三トリアゾール

(2) メチルニトラトエチルニトラミン

(3) エチルニトラトエチルニトラミン

(4) ブチルニトラトエチルニトラミン

(5) ニ・ニジニトロプロピルアセタール

(6) 二・ニジニトロプロピルホルマール

ソ 次のいずれかに該当する推進薬又はその原料となる物質の製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品

(1) 四・五ジアジドメチルニメチルー・二・三トリアゾール

(2) メチルニトラトエチルニトラミン

(3) エチルニトラトエチルニトラミン

(4) ブチルニトラトエチルニトラミン

(5) 二・ニジニトロプロピルアセタール

(6) 二・ニジニトロプロピルホルマール

(7) ヒドラジンニトロホルメート

(8) ヘキサニトロヘキサアザイソウルチタン

ツ 複合材料、繊維、プリプレグ又はプリフォーム（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）の製造用の装置であつて、省令第三条第十一号のイからホのいずれかに該当するもの（ファイバープレースメント装置を含む）又はこれらの部分品若しくは附属品

ネ 比強度が七六、二〇〇メートルを超え、かつ、比弾性率が三、一八〇、〇〇〇メートルを超える繊維で補強した有機物若しくは金属をマトリックスとするものからなる複合材料（プリプレグであつて、ガラス転移点が一四五度以下のものを除く。）又はその成型品（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は省令第三条第二号に該当する貨物に使用するように設計したものに限る。）

ナ ロケット用に設計した炭素及び炭素繊維を用いた複合材料又はその成型品（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）

ラ 振動試験装置又はその部分品（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機又は省令第三条第二号に該当する貨物の開発又は試験に用いることができるものに限る。）

ム 燃焼試験装置であつて、推力が六八キロニュートンを超える固体ロケット、液体ロケット若しくはロケット推進装置を試験することができるもの又は同時に三軸方向の推力成分を測定することができるもの（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機又は省令第三条第二号に該当する貨物の開発又は試験に用いることができるものに限る。）

ウ 飛行の状態をシミュレートすることができる環境試験装置であつて、省令第三条第二十五号二（一）及び（二）に該当するもの（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機又は同条第二号に該当する貨物の開発又は試験に用いることができるものに限る。）

エ 電子加速器であつて、二メガエレクトロンボルト以上のエネルギーを有する加速された電子からの制動放射によって電磁波を放射することができるもの又はこれを用いた装置（医療用に設計したものを除き、ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機又は省令第三条第二号に該当する貨物の開発又は試験に用いることができるものに限る。）

六 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の二から四までの項の中欄に掲げる技術
七 第二号から第五号までに掲げる貨物に係る技術